

建指第 20 号
平成24年5月11日

(社) 神奈川県建築士会 小田原地方支部
支部長 猪股 正雄 様

小田原市都市部建築指導課長
(公印省略)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
第6条第1項及び第8条第1項の規定による
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について (通知)

本市の建築行政につきましては、貴職の格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。
本市内において、平成24年5月8日付けで土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項及び第8条第1項の規定による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がされましたので、指定の区域等について神奈川県公報をご確認くださいよう通知いたします。

また、この指定に伴い土砂災害特別警戒区域内における建築基準法の規定による取扱いを本市ホームページ「小田原市建築基準法関係取扱について」に掲載しましたのでご参照ください。

併せて、小田原市建築基準条例等の解説（平成24年3月30日改訂版）も本市ホームページに掲載しました。

会員の皆様に周知していただき、今後の建築確認申請等においてご留意いただけますようお願いいたします。

平成24年5月8日付け 神奈川県公報 定期第2376号
・神奈川県告示第291号 施行日 平成24年5月8日

問い合わせ先
建築指導課審査係
電話 0465-33-1435
ファクシミリ 0465-33-1579